鳥栖公民

第7号

昭和30年7月10日発行

発行所 鳥栖市中央公民館

佐賀県鳥栖市（電話534番）

発行人 佐原真見
編集人 原隈伊和
印刷人 宮崎松郎

市の常識

★観光地 とする「観光と蔬菜」によれば、杓子ガ峯（大田山、あたご山、柚比池（以上田代町）あづまや（慧町）おちょうずの滝（同）朝日山（旭町）の山々は、最近公園化される條件で有用代）がある。

いづれも隣来市、地元の協力で設備充実すれば近郊近在の観光地に劣らぬことは衆知の通り。

忘れないでください

島栖農協長 伊東光次

「勇敢なる人は最後に自分のことを考える」ゲェテと並び称せられたドイツの文豪シルレの言葉であるが世の常なみが凡てこうしたこの改正條例は公布の日から施行し昭和三十年四月一日から適用する。

「巧言令色鮮仁矣」と孔子も嘆かれたが、今日世相の乱れと共に所謂心疾型の誘惑は誠に傍若無人なものがある。勿論人の心構えだけで世の作りかえができ得べくもないが動に伴に浩に、一貫したこうした現地へのお互の努力がよりよき明日への約束となるであろう

最近の市議会から

定例（六月）鳥栖市議会

とき 六月十七日 十八日

ところ 鳥栖市議会議事堂

出席率 一日目、全員出席 二日目、三名欠席 九五%（平均）

傍聴者 十六名（延）

会議事件次の通り

一、寄附受領について

二、基里町保育所保育料及入園手数料條例一部改正

三、昭和三十年度歳入歳出追加更正予算

△追加補算歳入合計、四千四百四万八百五十六円

△同歳出合計 同額（いづれも内訳は別掲）

四、昭和三十年度特別会計応急生活資金貸付金歳入歳出追加更正予算

×　×

△議案の内容▽

一、寄附受領について

△寄附物件、鳥栖市田代町大字柚比、山林、畑等一筆九反歩（田代町忠霊塔地域）

△寄附者、田代町忠霊塔顧問

△寄附の條件、市において忠霊塔の整備をなし公園化すると共に維持管理を行うこと

※原案通り可決

二、基里町保育所保育料及入園手数料條例一部改正

△同条第一項中「一ヵ月三〇〇円」とあるを「一ヵ月四五〇円」に改める

附則

この改正條例は公布の日から施行し昭和三十年四月一日から適用する。

※原案には強い反対があったが原案通り可決

三、昭和三十年度歳入歳出追加更正予算

△追加補算歳入合計、四千四百四万八百五十六円

△同歳出合計 同額（いづれも内訳は別掲）

※歳出の部、産業経済費中の実験農場費七十八万二千二百八十円を四十四万二千二百八十円に、農場拡張費の三十四万を予備費に繰入修正可決

※実験農場費約次の通り。

△13番（梅勇氏）

実験農場は何をどういう目的のもとに実験するのか又個人寄可なりの追加があるが少しせいたくすぎるのではないか。

△加藤農場長

農場にはとうもろこし二反、スーダングラス（牧草）一反、陸稲一反、甘藷七反、大豆五反等のほか山林用面木としてくぬぎ、アベマキ、赤松等を予定している。それによって二応の結果が分れば又来年度からの栽培として得るものが多い。

この試験は公布の日から施行し昭和三十年四月一日から適用する。

△鳥栖市営基里町保育所条例中一部を次のように改正する。

第二條才二條才一項中「一ヵ月三〇〇円」とあるを「一ヵ月四五〇円」に改める

附則

この改正條例は公布の日から施行し昭和三十年四月一日から適用する。

△鳥栖市営基里町保育所条例中一部を次のように改正する。

第二條才二條才一項中「一ヵ月三〇〇円」とあるを「一ヵ月四五〇円」に改める

附則

この改正條例は公布の日から施行し昭和三十年四月一日から適用する。

△鳥栖市営基里保育所を除く市内四カ所の保育料は現在いづれも四百円で給食なし

三、昭和三十年度歳入歳出追加更正予算

△追加補算歳入合計、四千四百四万八百五十六円

△同歳出合計 同額（いづれも内訳は別掲）

※歳出の部、産業経済費中の実験農場費七十八万二千二百八十円を四十四万二千二百八十円に、農場拡張費の三十四万を予備費に繰入修正可決

※歳出の部、産業経済費中の実験農場費約次の通り。

△13番（梅勇氏）

実験農場は何をどういう目的のもとに実験するのか又個人寄可なりの追加があるが少しせいたくすぎるのではないか。

△加藤農場長

農場にはとうもろこし二反、スーダングラス（牧草）一反、陸稲一反、甘藷七反、大豆五反等のほか山林用面木としてくぬぎ、アベマキ、赤松等を予定している。それによって二応の結果が分れば又来年度からの栽培として得るものが多い。

この試験は公布の日から施行し昭和三十年四月一日から適用する。

△鳥栖市営基里保育所を除く市内四カ所の保育料は現在いづれも四百円で給食なし

三、昭和三十年度歳入歳出追加更正予算

△追加補算歳入合計、四千四百四万八百五十六円

△同歳出合計 同額（いづれも内訳は別掲）

※歳出の部、産業経済費中の実験農場費七十八万二千二百八十円を四十四万二千二百八十円に、農場拡張費の三十四万を予備費に繰入修正可決

※歳出の部、産業経済費中の実験農場費約次の通り。

△13番（梅勇氏）

実験農場は何をどういう目的のもとに実験するのか又個人寄可なりの追加があるが少しせいたくすぎるのではないか。

△加藤農場長

農場にはとうもろこし二反、スーダングラス（牧草）一反、陸稲一反、甘藷七反、大豆五反等のほか山林用面木としてくぬぎ、アベマキ、赤松等を予定している。それによって二応の結果が分れば又来年度からの栽培として得るものが多い。

この試験は公布の日から施行し昭和三十年四月一日から適用する。

△鳥栖市営基里保育所を除く市内四カ所の保育料は現在いづれも四百円で給食なし

鳥栖市財政事情

☆ 鳥栖市財政事情に関する條例による、昭和二十九年十月一日から昭和三十年三月三十一日の財政事情が次の通り公表された。

☆ 日迄の財政事情が次の通り公表された。

（五月作成のものが、その後本紙発行の機会がなかったため多少時機的に内容のズレを生じたことを御了解下さい。編集部註）

(1)市税、予算額八千八百三十八万円、調定額八千七百十万円、収入済額八千九百九十六万円、収入歩合九九・九%、収入未済額三百三十四万円、この徴収率は前年度に比べ一・二%の減少となつている。

(2)地方交付税については、予算額三千百十万であり、国庫補助金の収入も出納閉鎖期迄には九十%位には達する見込みである。これは、毎年度の現象である。その内容の主なるものは、社会保障費九百九十万、これは結核災害復旧費のみである。

5. 産業経済費 九百九十千二百四十六万円をはじめ、農業費四百四万円、農業補助三百三十五万円等であり、農業補助については災害復旧費となっている。

7. 災害復旧費 六百八十八万円を繰算計上したが、この結地災害補助については、地元立替金等未完の分があり、予算の收入見込となり、約三百五十万円の減収が推定される。

8. 雑収入 繰替金戻入としてエタニットパイプ工場貯油所等七百万円を繰替支出したが、年度末迄に戻入可能な金額は五百五十万円であり、結局百五十万円が赤字となった。

二、市民負担の状況

市税予算額八千八百三十八万七千八百六十六円、市民一人当り二千百七十三円

三、重要な事業の概要

1. 住宅建設 国庫補助金及起債の見通しもほぼ確定的となつたので住宅難の解消に努力する。

2. 土木事業 単独事業として駅前通り線の永久舗装工事、市道路整備等に着々工事を進めている。

3. 消防施設整備拡充 これについては、補助金二千万円起債百万円を得、市費と併せて自動三輪車三台を購入、基里、旭、菅各地区に夫々配置し、消火に万全を期するため防火水槽を五、旭町公民館 工費 二百三十六万円

4. 教育施設 先づ国庫補助金、起債の獲得につとめその見通しもついたため次の通り着工し年度末までに完工する予定である。

一、鏡小学校改築費 工費 四百八十九万円

二、旭中学校増築費 工費 二百二十二万円

三、田代小学校運動場擁壁費 工費 百六十万円

四、基里中学校運動場擁壁費 工費 工費三百五十二万円

五、旭町公民館 工費 二百三十六万円

5. 災害復旧事業 昭和二十年災害をはじめ昭和二十六年、九年度と相次ぐ災害を受けたが、市民一体となって復旧に努めた結果漸次次の成果が見え、柔道工事業も数点を得る程度となり

6. 林業試験場 現在実験を繰り、又自衛隊駐屯地の用地を山山麓に着々工事の進捗を見ている。

7. その他 国道三十四号線の付換も努力を重ねた結果ほぼ確定的となり、三年度事業としてその緒につき

(3)一時借入現在高一八八〇万円

×　×

昭和三十年度追加更生予算表

歳入

款	項	目	既決額	更正額	合計
1.	税	税収入	5,000,000		90,950,262
2.	交付金	地方交付税	一		16,500,000
3.	分担及負担金	負担金	一		18,840
4.	使用料及手数料	使用料	228,000		1,802,158
5.	国庫支出金	国庫負担金	一		1
6.	県支出金	県負担金	10,000		4,029,065
7.	財産収入	財産収入	2,225,840		17,353,023
8.	寄附金	寄附金	147,246		10,626,369
9.	繰入金	繰入金	2,471,500		3,480,800
10.	繰越金	繰越金	一		
11.	諸収入	雑収入	1,758,270		5,858,645
12.	市債	市債	32,200,000		41,750,006
	追加更正額合計		44,040,856		192,349,200

歳出

款	項	目	既決額	更正額	合計
1.	議会費	議会費	一		5,222,537
2.	総務費	役所費	300,000		38,775,543
3.	総務費	税務費	1,360,500		5,463,609
4.	総務費	戸籍費	7,675,578		12,262,645
5.	民生費	社会福祉費	240,000		27,735,575
6.	民生費	生活保護費	347,090		22,695,250
7.	衛生費	衛生費	1,619,000		7,502,122
8.	衛生費	結核予防費	2,226,350		17,140,668
9.	産業経済費	農業費	一		1,222,800
10.	産業経済費	農業改良費	一		614,400
11.	産業経済費	農業委員費	40,000		1,154,718
12.	産業経済費	農業施設費	一		12,819,721
13.	産業経済費	農業金融費	592,400		8,847,331
14.	土木費	道路橋梁費	29,500,000		29,500,001
15.	教育費	社会教育費	120,938		1,591,327
	追加更正額合計		44,040,856		192,349,200

観光寫眞コンクール

(6)應募規定

一、題材 市内春住者に限る

二、應募資格

△一部イ市内観光を主題とした寫真（額付自由）

△二部ロ観光寫真（額付自由）

△三部 ロ観光寫真（額付自由）

三、サイズ 二部共ロ・ハ以上四切

四、締切 二部 七月十日 三部 七月二十日

五、送り先 中村写真館（本通り）

▲各作品は応募票（前項各所に備付）に所定事項を記入の上、郵付して下さい。

六、展示 後七月二十三日午後一時より二十四日まで鳥栖郵便局に展示公開

▲作品は一部と合せ審査を行った

七、賞

▲一部 一席（一名）賞状並びに副賞 二席（一名）賞状並びに副賞 三席（五名）賞状並びに副賞

▲二部 一席（一名）賞状並びに副賞 二席（一名）賞状並びに副賞 三席（五名）賞状並びに副賞

▲三部 一席（一名）賞状並びに副賞 二席（一名）賞状並びに副賞 三席（五名）賞状並びに副賞

△参加賞＝出品者全員に賞状を呈します。

（あづまやの渓流）

（おちょうずの滝）

主催 鳥栖市役所

後援 鳥栖郵便局・鳥栖商工会議所・山並峯連会

協賛 鳥栖専門商店会・才一優良商店会

鳥栖市政を批判する

市内駐在記者座談会

出席者

朝日新聞　芹川昇治
毎日新聞　佐伯朝春
西日本新聞　松本明
佐賀新聞　山辺勇雄
JOSP　久保敏夫

C　そうばかりでもない。以前は要員も少なかったが、責任がはっきりしていたが、多くなって逆に人頼みというか眺めていない面も見受けられるようだ。

D　見法視のような市部郡部についても同じ。

C　沢山いる若い人と、年一年を過ぎたわけであります。

D　この位の世帯にもなれば「受付」か「案内係」はいるだろう。

B　今まで高山あたりでもつくれたことがあったがすぐつぶれた。今から不完備なものを作るよりむしろ久留米、二日市、佐賀等既設のものを利用した方が得だ。

D　あの議決のときは、俺案だが、非常に我慢な家が続々建つかと思うと、それだと思うね。建設担当の議員が、市民の医心の深い都市計画を知らなかったと執体どこだろう。

B　市の中心というのは一応駅前だろう。

A　現在はないな。軍充公社周辺の都市計画から見ると「中心」としての力こぶが入っている感じがするが、しかしそういう発展性はないと思うね。

中心は北西へ？

A　駅前には將来繁華街というものはあり得べきものではないということかね。

E　その意味から三十四号線もできるし、鳥栖の北西部に今後の都心の基礎は方向づけられるだろう。

D　鳥栖中心部にそういう氣運が出てくれば、その過程から商店も本当に地についた恰好になるかも知れない。

A　そこまで市民が眠覚めなければウソだ。

B　しかし、鳥栖の都市計画は鉄道を加味しない発展は一寸考えられないね。

E　電々局、專賣公社等の官廳実現に非協力だな。電々局の新築でも市には断りなく直接上の話合いであるようだ。

D　しかし市営水害や零細農家ばかりの鳥栖市農政面の時来は悲観的だが……

A　結局、山麓地帯の開発から知りません」で場にいった鳥栖市現下の市民が迷惑。誰でも答えられるだけの整理と勉強が必要だ。

D　この位の世帯にもなれば「受付」か「案内係」はいるだろう。

B　窓口が箱を向いているのも一考を要す。

C　そういったサービスの点で、学関にはいった市民が何時もマゴマゴしている結局出入口に一番近いものが係りみたいになっている。

D　あくまで農業都市という。

A　それから分担事務のこと。

B　張合いというのか競走意識ができたのかな。

窓口改善の要

A　先づ最近の市役所庁内ぐらどうだろう。

B　窓口に対する親密度が薄らいで他人行儀だという声もよく聞くね。

C　そういったサービスの結局出入口に一番近いものが係りみたいになっている。

D　あくまで農業都市という。

A　それから分担事務のこと。

B　張合いというのか競走意識ができたのかな。

（発言ABC順）

窓口改善の要

A　先づ最近の市役所庁内ぐらどうだろう。

B　窓口に対する親密度が薄らいで他人行儀だという声もよく聞くね。

C　そういったサービスの点で、学関にはいった市民が何時もマゴマゴしている

★の三十四号線を中心にした、一応鳥栖市全体を白紙として学校を何処々々に設けたらいいか、そういった諸案の鳥栖はどういうことになるだろう。

A　まあ、急に変ることもないだろうが……。

B　三十四号線から市内への取付道路をつけて始めてその価値が生ずるのではないか。

C　道路交通の発達が著しい今日では、今迄のような学校区の汽車に頼らずにゆけるかも知れない。

D　そうなると鉄道一本槍の発達というよりも一寸危なくなるんぢやないか。

校區設定が急務

A　間接的存在の文化活動は成果が眼に見えないから財源難というわけで予算も一番削られる立場だ。

B　甚里中学校でも、初年度は九六〇万で一校舎が一応できようが、二年度からは組んでいない。あれだけ立派なものを作るのだ。

C　地区公民館長は手当をもらい乍ら実際には何もやっていない。というより出来ない実情だ。中央公民館だけに頼ることを余儀なくされている現状では、手当を出してまで地区公民館長を常駐させる必要性は認められないね。

B　学校教育にしてもそうだ。今迄のような学校区を早く設定しなければ駄目だな。

D　随分学校区の問題は議がそうだ。合併したならば水屋、赤川の子供達は三軒もある高里小学校に通わなくても、近い高田分校に行ける。又危険性も少ない。

E　その中心が決つてないからね。（笑声）

B　甚里中学校でも、初年度は九六〇万で一校舎が一応できようが、二年度からは組んでいない。あれだけ立派なものを作るのだ。

C　そういう風に幹部自身で意識を作るのだ。

E　それは間違いないところだが具体的にそれがどういう略路になつているだろう。

D　これはまあ当分は新市としての宿命として追込まれるのではないのかな。

E　議会は予算の分取り合いといつた恰好だしね。

C　旭が発育すれば田代も言い出すという風にね。あれはグール問題だつたかな。

B　例えば鳥栖の高田分校がそうだ。合併したならば水屋、赤川の子供達は三軒もある高里小学校に通わなくても、近い高田分校に行ける。又危険性も少ない。こういうことが当時話題になつたのだが、一年後の今日だに分校は一人も通つていない。改修力は充分あるのだがね。

A　旭の平田原の問題も未解決の儘だ。

B　隣保部落に対して教育委員あたりからそういう呼びかけすらない。豊の降るのにあの交通量の多い危険区の改正は熊倉の責務だ。

B　鳥栖に作つたならばこの次は旭にも作つてもらいたい。いや田代にも是非といつた具合だ。（笑声）

D　子供が親にモノをねだるように、あつちこつちからねだられて為すすべもなく部もやりにくいね。

B　市民全体のレクリエイションであればだが……。

A　旭生じて間もないが、りて勉強の一語につきるね。

B　必ず自分の発言の部屋で……「実は私はつまりお知りませんが」とか「不勉強で……」とかで始まり、分つたような分らんようで最後は結論議案が通過する。いやしくも、四万市民の代表であれば「私は知りません」ということはいつてもらいたくないね。

A　それと関連して、市役所で課長にでも一寸聞けばすぐ分るような問題をわざわざ議会で聞きたがる。執行部の言質を取つておかねばという含みも時にはあるうが、議会筋寄り半は絶対必要性にせまられた発言ではないね。不勉強でもあり、迎えて宿泊について課長に対する直接かせぎといつた感がする。

B　不勉強よりその方が主だ。

A　このため二日で済む議会でも三日もかかるというわけだ。

B　後ろの方でお茶でも飲みながらのんびり聞いてるというのは……。

E　議員にまかせヤリという風潮だね。特に各町議員或いは鳥栖との住居地の違いだけで税金が何千円と違つてくるのだから……。

A　しかし鳥下では特別に高すぎる方ではないようだ。税務課では中位ぐらいではないかといつている。三養基郡下でも鳥栖より高いところがでてきている。

D　結局地方税法の矛盾だと思つてもらえるだろう。

E　議員もいるしね。

E　しばらくはよかつたが最近又議席で恒草喫う者が多くなつたな。

B　ダラダラ長びくからだ。議場の調着も良くないあれは厳格にやらないと議会の権威にも影響するなあ。

D　やつぱりギリギリの必要に迫られた発言は少いな。

C　保育料の問題でも高島議員の勉強ぶりは分るが、あれもコトバの遊戯を楽んでいるといつた気がするね。

A　あれはあれで意味があるのだろう。

E　発言の方法についてだな。

B　実験農場の予算削減の問題でも保守対革新の内輪もめみたいだ。

つっ込みのない議会發言

E　出席はよくなつたな。

D　前よりも目立つからね（笑声）

E　前のように「田植で忙しい」という者はおらんなつた。（笑声）質は可なり良くなつた。

B　発言はバランスが取れてきたね。一言居士が減つたな。しかし追及質問する者は少ない。一度発言すれば市民に対する点数はこれで稼いだと思つているのかな。

A　勉強が足らんからつつ込みができんのだろう。野党芸党といつた感じは少いようだ。個人的なものは知らんが……。

C　ただよそと比べて高いというわけで非常に単純なんだ。

D　市では昨年まで超過課税法をとつていた。之を今年から単純課税に改めた又、昨年は合併初年度で鳥栖、旭、麓地区と田代地区蒲里地区の三地区に分けて均一課税を行つていたが、今年から均一課税に切り替えた。市民の所得が昨年より一割程度増えているが市税の総額は一割五分程増額となつている。総額では大して増えて居ないが人によつては非常に増えた人もあつて一度々々の不平不満も出てきているわけだ。

B　簡単にいうと、給料取り側が悪いという事だね。

E　加入者の方はどうだろう。

A　更にないだろう（笑声）これから加入しようとする者が困つている。

B　新加入者なら希望が多い。

D　既設者と新加入者との間隔が離れすぎるんだね。直接利害がからんでいるから……。

B　何か市あたりで手を打つてくれたらと他力本願だ。

D　特にこの前の議会は開催十五、六名だから。

C　選挙の時はあれだけ盛いな（笑声）

A　何しろお調りの久留米いな（笑声）

B　久留米の場合は市税収入の二倍位にたべると平均して二倍位になるからな。

E　さて県市民税の分割を市民はどうだ。

B　何か市あたりで手を打つてくれたらと他力本願だ。

頭の痛い税金

A　事業所得者は給料取りであつて久留米の場合は市税収入の二倍位にたべると平均して二倍位になるからな。

B　久留米や福岡に近すぎるから〃鳥栖は高い〃という不満が出てくるのだ。

D　やつぱり安いといわれるものは取られるさ（笑声）

E　多少のゴタゴタな感じは全くおかしな話だ。同じ給料をもらつていて久留米と鳥栖との住居地の違いだけで税金が何千円と違つてくるのだから……。

A　しかし鳥下では特別に高すぎる方ではないようだ。税務課では中位ぐらいではないかといつている。三養基郡下でも鳥栖より高いところがでてきている。

D　結局地方税法の矛盾だと思つてもらえるだろう。

E　議員もいるしね。

E　しばらくはよかつたが最近又議席で恒草喫う者が多くなつたな。

B　ダラダラ長びくからだ。議場の調着も良くないあれは厳格にやらないと議会の権威にも影響するなあ。

D　やつぱりギリギリの必要に迫られた発言は少いな。

C　保育料の問題でも高島議員の勉強ぶりは分るが、あれもコトバの遊戯を楽んでいるといつた気がするね。

A　あれはあれで意味があるのだろう。

E　発言の方法についてだな。

B　実験農場の予算削減の問題でも保守対革新の内輪もめみたいだ。

B　議会を聞いておれば税の問題でもちろん少し反撥があるだろうが……。

C　ただよそと比べて高いというわけで非常に単純なんだ。

D　市では昨年まで超過課税法をとつていた。之を今年から単純課税に改めた又、昨年は合併初年度で鳥栖、旭、麓地区と田代地区蒲里地区の三地区に分けて均一課税を行つていたが、今年から均一課税に切り替えた。市民の所得が昨年より一割程度増えているが市税の総額は一割五分程増額となつている。総額では大して増えて居ないが人によつては非常に増えた人もあつて一度々々の不平不満も出てきているわけだ。

B　簡単にいうと、給料取り側が悪いという事だね。

E　加入者の方はどうだろう。

A　更にないだろう（笑声）これから加入しようとする者が困つている。

B　新加入者なら希望が多い。

D　既設者と新加入者との間隔が離れすぎるんだね。直接利害がからんでいるから……。

B　何か市あたりで手を打つてくれたらと他力本願だ。

D　一向に進展しないね。

B　やはり当局も熱意がないな

米の供出制度變わる

今年から「事前売渡」対しては、政府は売渡し命令を出して強制買上げをすることはできません。

もし少く予約して保有米以外の米を持っている人に申込制一とらしい売渡制度が実施されることになりました。従来の強制的割当を廃し、農家が自主的に予約申告をして政府に売渡す仕組に変ったわけです。

これは、農家が田畑賃料や農家の自主性を強調する意味で、七月一日より施行されている現制改正とは、農家の皆さんの自覚如何に かかっています。

この制度がうまく行くかどうかは、農家の皆さんの自覚如何に かかっています。

社会を明るくする運動

7月1日～7月31日

最近又怨讐に満ちた犯罪は社会不安の大なる原因になっています。

この犯罪の動機は、本人の素質ばかりでなく、家庭や社会の環境によるものも多く、ので、又、その原因を究明して、犯罪の素地は乳幼児時代に作られるわけです。

若し、青少年の素行について家庭や学校、職場などでどうにもならないときは次の機関に相談して下さい。

児童委員
少年係警察官

ます。

しかし、正しく子供を導くことのできない不幸な家庭は沢山あります。

どうにもならない場合、家庭裁判所、保護観察所、福祉事務所、又、不幸にして犯罪を犯してしまったが、二度と同じようなまちがいをしないように「更生保護司」という人がいて、更生に導いてくれる保護観察制度もあります。

もし社会の人々の協力がなければ効果をあげることはできません。そこで、犯罪をなくし住みよい社会にしようと、七月一ぱいを、「社会を明るくする運動」月間とし、皆さんの協力をお願いする次第です。

納税時期を延長

—申告所得税—

もう少し予約して保有米以外の米を持っている人に対しては、政府は売渡し命令を出して強制買上げをすることはできません。

農家の自主性を強調する意味で、七月一日より施行されている現制改正とは、農家の皆さんの自覚如何に かかっています。

これは、農家が田畑賃料や農家の自主性を強調する意味で、七月一日より施行されている現制改正とは、農家の皆さんの自覚如何に かかっています。

納付後自分の米の予想収量から保有米を差引いた残りの米全部を民に買還す予約をしなければなりません。

そして、その予約申込を取りまとめるのは、皆さんが登録している農協などの指定集荷業者だけでその外の者は取扱うことはできません。

売渡しを予約した分については、その代金の一部が概算拂をされることになり又、所得税では今までの基礎控除の外に予約申込数量に対して特別の控除がされます。

そして、ばい の予約をした後で作柄が悪くなり減収した場合は一定の基準によって補正できる仕組みになっており、予約後精の作柄や経済事情に大きい変動があったときは改めてくれることになっています。

パラチオンに注意

子供の魚取りも厳禁

いよいよパラチオン剤の使用時期となりました。昨年は県だけでもパラチオン剤によって三〇名を超す人が中毒事故が発生しましたが、この原因をみますと、殆んどが原因上の不注意によるものと考えられますので、この取扱について特に注意して本年は一次の点に注意して下さい。

●パラチオン剤の廃棄を例年は県内でも三〇名を超す名の中毒者も出さない様御互いに注意致しましょう